

令和 2 年 度

高等部入学者選抜募集要項



福島県立たむら支援学校

令和２年度福島県立たむら支援学校高等部入学者選抜募集要項

令和２年度福島県立たむら支援学校高等部の入学者選抜は、「令和２年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）により実施する。

I 入学者募集

- 1 課程・学科、修業年限、募集定員
 - (1) 課程・学科 全日制・普通科
 - (2) 修業年限 3年
 - (3) 募集定員 20名程度

- 2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という)を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込み又は修了見込みの者(以下「卒業者及び卒業見込みの者」という)。

- 3 教育内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、本校で定めた教育課程による教育を行う。

II 特別支援学校前期選抜

- 1 出願

- (1) 募集範囲
原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者とする。
- (2) 出願資格
前述の「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。
なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜(以下「連携型選抜」という)に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。
- (3) 出願方法
ア 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者は、在学(出身)学校長を通して、福島県立たむら支援学校長に出願する。
イ 上記ア以外の者は、直接、福島県立たむら支援学校長に出願する。
- (4) 併願の取扱い
同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- (5) 出願期間
ア 令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。
受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
受付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎 事務室とする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
イ 県外から郵送により出願をする場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒(角形3号の封筒にあて先を記入すること)を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に福島県立たむら支援学校長に連絡する。
- (6) 出願に必要な書類
ア 入学願書(実施要綱様式第1-1号により、本校所定の用紙による)
イ 受験票用紙(実施要綱様式第8-1号により、本校において作成したもの、在学(出身)学校名、氏名を記入したもの)
入学願書と受験票用紙の配付期間は、令和2年1月14日(火)から1月17日(金)の午前9時から午後4時までとする。(特別な事情のある場合はこの限りではない)
配付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎 事務室とする。
郵送による配付を希望する場合は、受験予定者数を明記し、在学(出身)学校長を通して文書で依頼する。また、返信用封筒(角形2号の封筒にあて先を記入し、必要額の切手を貼付すること)を同封する。

ウ 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号、以下「調査書」という）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

受付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎 事務室とする。

エ 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）

ただし、福島県立たむら支援学校中学部から出願する場合は必要としない。

オ 在学（出身）学校長は、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。

カ 入学検定料は徴収しない。

（7）願書受付

ア 出願願書を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票（実施要綱様式第8-1号により、本校において作成したもの）を交付する。

イ 福島県立たむら支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

（8）出願先変更

出願者は、令和2年2月13日（木）から2月17日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間及び受付場所は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

ア 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

（ア） 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）学校長を通して福島県立たむら支援学校長に提出する。

（イ） 福島県立たむら支援学校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7号）を交付する。

（ウ） 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済み証明書を添付する。

なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

イ すでに交付を受けた受験票は返還する。

（9）出願の取消し

ア 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。

イ 上記ア以外の者は、出願取消届を直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

ウ 出願を取り消す者は、福島県立たむら支援学校長に受験票を返還する。

2 入学者選抜

（1）選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

（2）学力検査・面接の期日、場所、内容及び日程

ア 期日 令和2年3月4日（水）

イ 場所 福島県立たむら支援学校 春山校舎

ウ 内容

○B 型 学力検査（国語、数学の2教科）、作業・運動能力検査、面接

※中学校又は特別支援学校中学部で、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者

○C 型 ア 自立活動の諸検査、面接

※中学校又は特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育

- 課程を履修した者
- イ 自立活動の諸検査及び、行動観察、面接
- ※特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者

エ 日 程

B 型	
8 : 3 0 ～ 8 : 5 0	受付
8 : 5 0 ～ 9 : 0 0	移動
9 : 0 0 ～ 9 : 2 0	学力検査：国語
9 : 2 0 ～ 9 : 4 0	学力検査：数学
9 : 4 0 ～ 1 0 : 0 0	休憩、着替え、移動
1 0 : 0 0 ～ 1 0 : 4 0	作業・運動能力検査
1 0 : 4 0 ～ 1 1 : 0 0	移動、着替え、休憩
1 1 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0	面接
1 2 : 0 0	終了（面接終了順に解散）

C 型		
8 : 3 0 ～ 8 : 5 0	受 付	
8 : 5 0 ～ 9 : 0 0	移 動	
9 : 0 0 ～ 9 : 4 0	ア：自立活動の諸検査	イ：自立活動の諸検査及び 行動観察、面接
9 : 4 0 ～ 9 : 5 5	（休憩、移動を含む）	イ：終了（終了順に解散）
9 : 5 5 ～ 1 0 : 2 5	ア：面接	
	ア：終了（終了順に解散）	

(3) 合格者発表

- ア 令和2年3月16日（月）正午以降に発表する。
- イ 福島県立たむら支援学校 春山校舎 玄関前にて発表、合格者に対し合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。
- ウ 合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

(4) 入学辞退の手続

- 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。
- ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

3 その他必要な事項

受験する者は、入学者選抜実施日の前までに福島県立たむら支援学校 石崎校舎（船引高等学校内）で、教育相談を受けるものとする。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出願

(1) 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者とする。

(2) 出願資格

特別支援学校前期選抜の定めるところ及び原則として下記による。

- ア 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- イ 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- ウ 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。
- なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて

- 合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。
- (3) 出 願 方 法 特別支援学校前期選抜に定めるところによる。
- (4) 併願の取扱い 特別支援学校前期選抜に定めるところによる。
- (5) 出 願 期 間
令和2年3月17日（火）から3月18日（水）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
受付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎 事務室とする。
- (6) 出 願 に 必 要 な 書 類
- ア 入学願書（実施要綱様式第1－2号により、本校所定の用紙による）
配付期間は、令和2年3月16日（月）正午以降、午後5時までとする。
配付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎 事務室とする。
- イ 受験票用紙（実施要綱様式第8－2号により、本校において作成したものに、在学（出身）学校名、氏名を記入したもの）
- ウ 調査書（実施要綱様式第2号及び第3号）
調査書は、入学願書に添付して提出する。
- エ 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類
（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、福島県立たむら支援学校中学部から出願する場合は必要としない。
- オ 在学（出身）学校長は、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- カ 入学検定料は徴収しない。
- キ 特別支援学校後期選抜に出願を希望する時点で、教育相談を受けていない生徒に関しては、願書配付の際に、あわせて教育相談を行う。
場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎とする。
- (7) 願 書 受 付
- ア 出願願書を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票用紙（実施要綱様式第8－2号により、本校において作成したもの）を交付する。
- イ 福島県立たむら支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。
- (8) 出 願 先 変 更
- 出願者は、令和2年3月19日（木）に、1回に限り出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、午後5時までに在学（出身）学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。
- ア 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
- (ア) 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱様式第5－3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）学校長を通して変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書用紙を添付する。
なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
- (イ) 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校長又は県立高等学校長は、志願者が先に出願した福島県立たむら支援学校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
- (ウ) 出願先変更希望者のいる学校長は、先に出願した福島県立たむら支援学校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
- イ すでに交付を受けた受験票は返還する。
- (9) 出願の取消し 特別支援学校前期選抜に定めるところによる。

2 入学者選抜

(1) 選 抜 方 法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

(2) 検査・面接の期日、場所、内容及び日程

ア 令和2年3月24日（火）

イ 場所は特別支援学校前期選抜に定めるところによる。

ウ 内容については、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査を実施する。

エ 日程

B 型	
8：30～8：50	受付
8：50～9：00	移動
9：00～9：40	小論文
9：40～10：00	休憩、移動
10：00～10：40	面接
	終了（面接終了順に解散）

C 型		
8：30～8：50	受 付	
8：50～9：00	移 動	
9：00～9：40	ア：自立活動の諸検査	イ：自立活動の諸検査及び行動観察、面接
9：40～9：55	（休憩、移動を含む）	イ：終了（終了順に解散）
9：55～10：25	ア：面接	
	ア：終了（終了順に解散）	

(3) 合格者発表

ア 令和2年3月25日（水）正午以降に発表する。

イ 場所等は、特別支援学校前期選抜に定めたところによる。

ウ 合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。

エ 合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

(4) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

3 その他必要な事項

受験する者は、入学者選抜の実施日より前に実施する福島県立たむら支援学校 石崎校舎（船引高等学校内）で教育相談を受けるものとする。

※教育相談等に関する問い合わせ先

〒963-4398

福島県田村市船引町字石崎15-3

福島県立たむら支援学校 高等部 石崎校舎（福島県立船引高等学校内）

電話 0247-82-4627

FAX 0247-82-4629

○ 提出書類の請求及び提出先

〒963-4315 福島県田村市船引町春山字道ノ原51
福島県立たむら支援学校 春山校舎 事務室
電話 0247-82-4114
FAX 0247-82-4119

○ 福島県立たむら支援学校 春山校舎（小・中学部）、石崎校舎（高等部）地図

